

「三重の木」規格基準

別紙1

区分	材種	品質基準			寸法基準				乾燥基準			
構造用製材	[甲種] ・土台 ・大引 ・梁、桁 ・胴差 ・母屋 ・棟木 ・小屋梁 ・たいこ梁	区分	基準	備考	単位:mm				含水率 (仕上げ材) 20%以下であること。 (未仕上げ材) 25%以下であること。			
		節	狭い材面	径比が40%以下であること。		区分	表示された寸法と測定した寸法との差					
			広い材面	材縁部			径比が25%以下であること。	木口の短辺及び木口の長辺		仕上げ材	75未満	+ 1.0
				中央部		径比が40%以下であること。	75以上				+ 1.5	- 0
			円柱類の材面	径比が35%以下であること。		未仕上げ材	75未満	+ 1.0		- 0		
		集中節	狭い材面	径比が60%以下であること。	材長		+ 制限なし - 0					
			広い材面	材縁部		径比が40%以下であること。						
				中央部		径比が60%以下であること。						
		円柱類の材面	径比が53%以下であること。									
		丸身	20%以下であること。									
		貫通割れ	木口	木口の長辺の寸法の1.5倍以下であること。								
			材面	材長の1/6以下であること。								
		目まわり	木口の短辺の寸法の1/2以下であること。									
		繊維走行の傾斜比	1:8以下であること。									
		平均年輪幅	8mm以下であること。									
		腐朽	1 程度の軽い腐れの存する材面の面積の10%以下であること。 2 程度の重い腐れがないこと。 3 土台用にあつては、腐れがないこと。			「程度の軽い腐れ」:腐れの部分が軟らかくならないもの。						
		曲がり	0.5%以下であること。ただし、仕上げ材にあつては、0.2%以下であること。									
		虫穴	ないこと。									
	狂い及びその他の欠点	顕著でないこと。										
	(注)甲種I(木口の短辺が36mm未満のもの、及び木口の短辺が36mm以上で、かつ、木口の長辺が90mm未満のものをいう。)の部材については、狭い材面を適用する。											
	[乙種] ・通し柱 ・管柱 ・間柱	区分	基準	備考	単位:mm				含水率 (仕上げ材) 20%以下であること。 (未仕上げ材) 25%以下であること。			
		節(単独)	径比が40%以下であること。ただし、円柱類にあつては、径比が35%以下であること。			木口の短辺及び木口の長辺	仕上げ材	75未満		+ 1.0	- 0	
		集中節	径比が60%以下であること。ただし、円柱類にあつては、径比が53%以下であること。					75以上		+ 1.5	- 0	
		丸身	20%以下であること。			未仕上げ材	75未満	+ 1.0		- 0		
貫通割れ		木口	木口の長辺の寸法の1.5倍以下であること。				75以上	+ 1.5		- 0		
		材面	材長の1/6以下であること。			材長	+ 制限なし - 0					
目まわり		木口の短辺の寸法の1/2以下であること。										
繊維走行の傾斜比		1:8以下であること。										
平均年輪幅		8mm以下であること。										
腐朽		1 程度の軽い腐れの存する材面の面積の10%以下であること。 2 程度の重い腐れがないこと。										
曲がり		0.5%以下であること。ただし、仕上げ材にあつては、0.2%以下であること。										
虫穴		ないこと。										
狂い及びその他の欠点		顕著でないこと。										

区分	材種	品質基準			寸法基準			乾燥基準	
造作用製材	天井板・壁板	区分	基準	備考	単位:mm			含水率 (仕上げ材) 18%以下であること。 (未仕上げ材) 18%以下であること。	
		節	死に節、抜け節は埋木補修、節割れはパテ等で補修してあること。		区分	表示された寸法と測定した寸法との差			
		丸身	ないこと。		木口の短辺及び木口の長辺	仕上げ材	75未満		+ 1.0 - 0
		腐朽、虫穴及び髓心	ないこと。				75以上		+ 1.5 - 0
		貫通割れ	木口	木口の長辺の寸法以下であること。		未仕上げ材	75未満		+ 2.0 - 0
			材面	ないこと。			75以上		+ 3.0 - 0
		材面の短小割れ		割れの長さの合計が材長の10%以下であること。		材長			+ 制限なし - 0
		曲がり	木口の短辺及び木口の長辺が75mm以下のもの、又は木口の長辺が75mmを超え、かつ、木口の短辺が30mm以下のもの	1.0%以下であること。					
			上記以外の寸法のもの	0.4%以下であること。					
		そり又はねじれ		軽微であること。					
		欠け、きず、穴、入り皮及びやにつぼ		極めて軽微であること。					
		変色、あて、かびその他の欠点		軽微であること。					

区分	材種	品質基準			寸法基準			乾燥基準	
下 地 用 製 材	野地板 ・垂木 ・胴縁等	区分	基準	備考	単位:mm			含水率 (仕上げ材) 20%以下である こと。 (未仕上げ材) 20%以下である こと。	
		節(材面における欠け、き ず及び穴を含む)	死に節、抜け節は埋木補修、 節割れはバテ等で補修してあ ること。		区分	表示された寸法 と測定した寸法 との差			
		丸身	50%以下であること。		木 口 の 短 辺 及 び 木 口 の 長 辺	仕上 げ材	75未満		+ 1.0 - 0
		貫 通 割 れ	木口	木口の長辺の2.0倍以下であ ること。			75以上		+ 1.5 - 0
		曲 が り	材面	材長の1/3以下であること。		未仕 上げ材	75未満		+ 2.0 - 0
			木口の短辺及び木 口の長辺が75mm 以下のもの、又は 木口の長辺が 75mmを超え、か つ、木口の短辺が 30mm以下のもの	1.5%以下であること。			75以上		+ 3.0 - 0
		上記以外の寸法の もの	1.0%以下であること。		材 長		+ 制限なし - 0		
		そり又はねじれ	軽微であること。						
虫穴	ないこと。								
腐朽、変色、入り皮、やに つば、かび、あてその他 の欠点	顕著でないこと。								
フ ロ ー リ ン グ	単 層 フ ロ ー リ ン グ	区分	基準	単位:mm			含水率 (仕上げ材) 15%以下である こと。		
		フローリングの日本農林規格を基準とする。		区分	表示された寸法と測 定した寸法との差				
		※死に節、抜け節は埋木補修、 節割れはバテ等で補修してあること。		厚さ	±0.3				
				幅	±0.5				
				材長	+ 制限なし ~ 0				
集 成 材	化粧ばり 構造用 集成材 構造用 集成材 (注)③	集成材の日本農林規格が定める基準に準拠すること。			集成材の日本農林規格が 定める基準に準拠すること。			集成材の 日本農林規格が 定める基準に準 拠すること。	
合 板	構造用 合板 (注)④	合板の日本農林規格が定める基準に準拠すること。			合板の日本農林規格が 定める基準に準拠すること。			合板の日本農林 規格が定める基 準に準拠すること。	

- (注) ①各基準の測定方法は、各材種の日本農林規格に準拠するものとする。
②含水率は、原則、(財)日本住宅・木材技術センター認定の含水率計を用いて測定するものとする(集成材は除く)。
③梁、桁、胴差し、小屋梁として使用するものについては、県産材ラミナの使用率が50%以上の異樹種使用の複合製品も「三重の木」の対象とする。
④構造用合板には、100%県産材を使用する。